

日行連発第400号
令和2年7月20日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

令和2年7月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長等について
(周知)

国土交通省ホームページにおいて、令和2年7月豪雨における被害者の有する権利利益の保全のため、被害者の有する国土交通省所管の許可等について、その有効期間の延長の対象となる許可等の内容を定める告示を公布した旨の報道発表がありました。

あわせて、国土交通省及び軽自動車検査協会より、自動車登録申請書等の添付書類の有効期間の延長について、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

このほか、令和2年7月豪雨による災害については、各種許認可の有効期間の延長や期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責などが行われております。詳細は総務省ホームページをご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国交省ホームページ】

令和2年7月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長について
https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000704.html

【添付】

- ・自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて
(国自情第60号・令和2年7月14日、国土交通省)
- ・事務所等における申請の際の書類の有効期間の取扱いについて
(2020軽検第148号・令和2年7月14日、軽自動車検査協会)

【参考・総務省ホームページ】

令和2年7月豪雨による災害「特定非常災害」指定について
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000430.html

以上